

京都市告示第 427 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 17 年 12 月 9 日

京都市長 梶 本 頼 兼

名 称	西野水 0 0 6 1
種 別	農業用水路等
起 点	京都市山科区西野野色町 1 3 7 番地地先
終 点	京都市山科区西野野色町 3 5 番地の 2 地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)